

青森県報

第四号

令和元年
五月十三日
(月曜日)

目次

訓令

- 青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令……………(地域活力) ……一
- 青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令……………(同) ……一

告示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉) ……二
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……三
- 国土調査の指定……………(農村整備課) ……三

出先機関

- 土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域) ……三
- 右 同……………(県民局) ……三

訓

令

- 土地改良区の役員の退任……………(上北地域) ……四
- 土地改良区の定款変更の認可……………(県民局) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四

青森県訓令甲第一号

青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十八年五月青森県訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四 平成三十一年度青森県未来を変える元気事業費補助金交付要綱(平成三十一年四月八日制定)に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関すること。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和元年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令

青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程（平成二十四年四月青森県訓令甲第十六号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日
伊東内科・小児科クリニック	弘前市大字元長町一六	平成 三・三・二六

青森県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
医療法人社団 伊東クリニック	弘前市大字元大工町三六の一	平成 三・三・一

青森県告示第二十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日
伊東内科・小児科クリニック	弘前市大字元長町一六	平成 三・三・二六

青森県告示第二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担

当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	医療法人社団 伊東クリニック	所 在 地	弘前市大字元大工町三六の一	年 月 日 定	平成 三・三・一
-----	----------------	-------	---------------	---------	-------------

青森県告示第三十号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和元年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

上北郡七戸町字山館三一の二一、三一の二二、三一の二二七

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、平成三十一年四月二十五日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

令和元年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	青 森 市	調 査 地 域	中佃一丁目の一部	調査期間	平成三十一年四月二十五日から令和二年三月三十一日まで
-----------	-------	---------	----------	------	----------------------------

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、名川土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年五月十三日

三八地域県民局長 櫻 庭 憲 司

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、枝川鶴田土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年五月十三日

西北地域県民局長 平野 義一

土地改良区の役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土場川土地改良区から、次のとおり役員の変更があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年五月十三日

上北地域県民局長 楠美 祥行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	甲田 友廣	上北郡七戸町字李沢家ノ前四〇の五八	平成三・四・二〇

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、荒屋平土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年五月十三日

上北地域県民局長 楠美 祥行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥瀬堰土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年五月十三日

上北地域県民局長 楠美 祥行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大堰土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年五月十三日

上北地域県民局長 楠美 祥行

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青森県	（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	---	--------------------------------